

細谷・上戸祭地区

I 協議体の概要

名 称	細谷・上戸祭地域生活支援協議会		
設置年月日	令和3年4月29日 (現体制：令和4年6月)	開催頻度	12回/年
構成団体 (◎：事務局)			
○ 自治会連合会	◎ まちづくり協議会	○ 民生委員児童委員協議会	○ 地区社会福祉協議会
老人クラブ連合会	○ 福祉協力員連絡会	健康づくり推進委員会	第2層生活支援コーディネーター
○ 市社会福祉協議会	○ 地域包括支援センター	その他 ()	
設置方式			
○ 新規設置	既存会議活用 ()		地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無	有 ・ 無		
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成28年～	地域ビジョン策定作業「未来につなげよう～プロジェクト」を通して、高齢者を支える地域づくりについて検討 (平成30年3月 地域ビジョン策定)		
平成30年 9月～	まちづくり協議会分野別専門委員会全体会議 → 地域ビジョンにおける専門委員会 (健康福祉分野) において、「高齢者もいきいきと暮らせるまちづくり」をテーマに、アクションプランを作成		
令和2年 1月	まちづくり協議会理事会 → 令和2年度にまちづくり協議会内に協議体設置に向けて準備組織を設置することを決定		
8月	介護予防等生活支援特別委員会を発足 → 地域ビジョンアクションプラン分野別実行委員会として、第2層協議体設置に向けた検討を開始		
～令和3年 3月	地域包括ケアシステムや第2層協議体に係る勉強会 → 災害時要援護者支援制度、生活支援制度について取組の方向性を検討		
令和3年 4月	まちづくり協議会総会 → 「介護予防等生活支援特別委員会」を第2層協議体と位置付けた。		
令和4年 6月	災害時要援護者支援制度、生活支援制度の実施に向け、新組織を発足 まちづくり協議会介護予防等生活支援特別委員会 ⇒ 生活支援協議会 (独立)		
協議体における検討内容 (協議体で取り組んできたこと、議論してきたこと)			
地域情報の共有、 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者支援制度の検討を通じた見守り対象者の整理 生活支援制度の構築に向けた検討・意見交換を通して地域の高齢者の困り事の整理 		
支え合い活動について (見守り活動、居場所づくり、生活支援ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者名簿の更新 災害時要援護者支援制度の周知 生活支援制度 (有償ボランティア) の実施 		

II 取組事例

【災害時要援護者支援制度を活用した見守り体制の強化】

【自治会回覧用チラシなど】



災害時要援護者支援制度の運用に向け、現状の名簿の整理及び未登録者に向けた周知等について検討を行った。自治会回覧用チラシのほか、要支援者向けパンフレットを作成・配布。今後は、1年に1回、台帳更新を行っていく予定。

また、災害時要援護者の通常時の見守り体制について検討を行った。

効果（検討中の場合は、期待する効果）

- ・ 名簿の更新作業を行ったことにより、高齢者の現状を改めて把握できた。
- ・ 要支援者に対して平常時の見守りを行うことにより、地区全体の見守り体制の強化に繋がる。

#

【有償ボランティアの検討・実施】#

有償ボランティアの実施に向けた検討を行い、支援制度の運用基準やパンフレット、関連帳票等を作成。令和4年9月よりボランティア活動を開始した。

【支援制度周知パンフレット】



- ◆ 対象： 75歳以上一人暮らし高齢者
75歳以上のみの世帯の方
障がいのある方
一人暮らしで、急な病気・事故などで支援を希望される方
 - ◆ 内容： 植木等の剪定・除草作業，大工作業，片付け作業，買い物代行，ゴミ出し，家庭菜園・花壇の作業，照明器具等の交換，話し相手など
 - ◆ 受付： 各自治会
 - ◆ 料金： 100～1,000円
(作業時間や自治会加入の有無による)
- ※ ボランティアに対してはポイントを支給

効果（検討中の場合は、期待する効果）

- ・ 高齢者等の日常生活における困りごとに対する支援を行うことにより、地域ぐるみで助け合う意識が生まれ、地域の繋がりを深めることができる。

III 協議体を設置して、良かったこと

- ・ 具体的な地域課題に対応する組織体制とすることで、より実効性のある取組の創出に向けた検討ができた。

IV 今後の方向性

- ・ 災害時要援護者支援制度を活用した平常時の要支援者に対する見守りの運用
- ・ 生活支援ボランティアの更なる充実に向けた検討



うわー！地震だー！！

いざという時、 あなたは大丈夫？



- 「もし、大地震が起きたら・・・」
- 「台風や大雨で浸水したら・・・」
- 「ひとりで避難できるかな・・・」
- 「家族だけで避難できるかな・・・」



いざという時、ご近所と顔見知りなら・・・

【災害時要援護者登録制度】を利用しよう！

制度対象者

自力で避難する事が困難な方
ご高齢の一人暮らし
ご高齢のご夫婦
妊婦/未就学児を抱える方 など

災害発生時に

- ・安否確認
- ・安全確保
- ・避難



お申込み・お問合せ 下記に記載の自治会長・各班長にお申込み・お問合せ下さい。

自治会

会長
班長 TEL. - -

細谷・上戸祭地域まちづくり協議会 介護予防等生活支援特別委員会
細谷・上戸祭地区自治会連合会 加入促進委員会

細谷・上戸祭地域コミュニティセンター内 ☎028-621-7882

あなたは、ひとりで避難できますか？

※ 災害時要援護者支援制度には、事前にご登録が必要となります。

ご近所や顔なじみの方が中心となり、日頃から要援護者への「声かけ(あいさつ)」や「見守り」などに心がけ災害発生時には、安否確認や避難所誘導など、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。



▼ 制度対象者

- ・ご高齢の一人暮らし
- ・ご高齢のご夫婦
- ・自力で避難する事が困難な方
- ・妊婦 / 未就学児を抱える方

災害発生時に

- ▶ 安否確認
- ▶ 安全確保
- ▶ 避難

ご連絡・お問合せ

宇都宮市役所【高齢福祉課】 ☎028-632-2356

細谷・上戸祭地区自治会連合会 加入促進委員会

細谷・上戸祭地域まちづくり協議会 介護予防等生活支援特別委員会

細谷・上戸祭地域コミュニティセンター内 ☎028-621-7882

細谷・上戸祭地域生活支援制度パンフレット

～地域ぐるみの支え合い～

細谷・上戸祭地域生活支援協議会



【1】生活支援制度とは

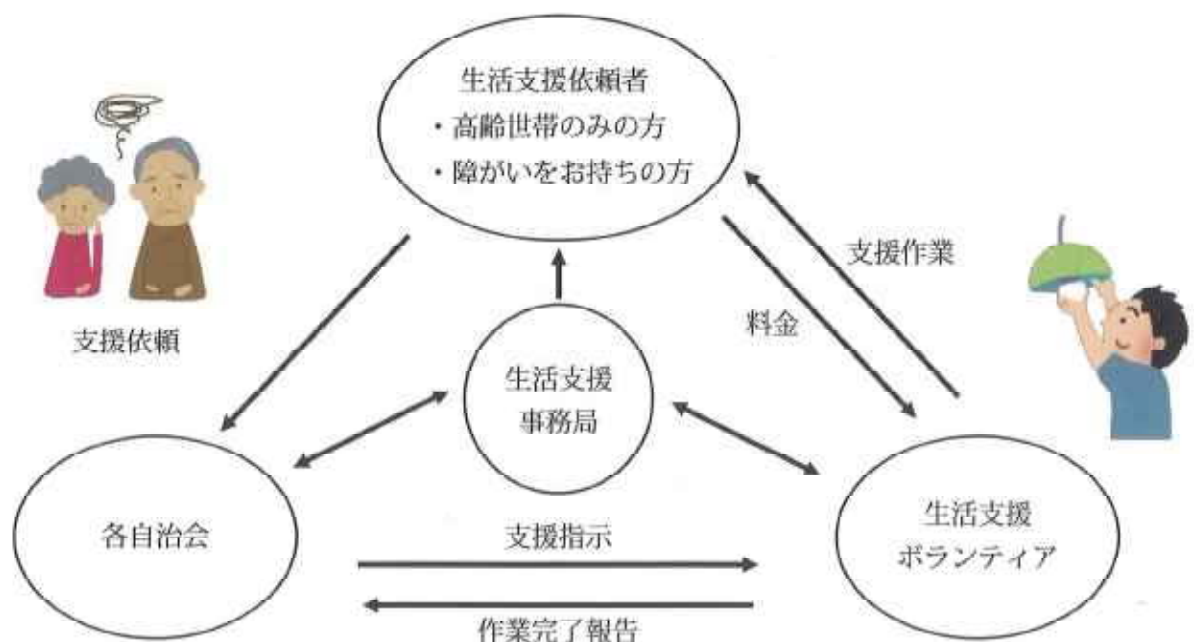
高齢者や障がいをお持ちの方々が安心して暮らせる生活環境づくりのために、日常生活のちょっとした困りごとを地域ぐるみの助け合いによる支援する制度です。

【2】生活支援制度の対象となる方

地域内に居住していて、以下の項目に該当する方

1. 75歳以上のひとり暮らしの方及び75歳以上のみの世帯の方
2. 障がいをお持ちの方
3. ひとり暮らしで、急な病気やケガなので支援が必要な方

【3】生活支援制度のしくみ



【4】生活支援を受けられる作業は

生活支援依頼者の要望される作業でボランティアの方々が対応可能な作業
します。

[主な作業]

- ・ 植木等の剪定 / 枝おろし / 伐採
- ・ 大工作業
- ・ 室内及び室外のかたづけ作業
- ・ 買い物代行 / ゴミ捨て / 犬の散歩 / 回覧板回し
- ・ 家庭菜園 / 除草等花壇の作業
- ・ 照明器具等の交換
- ・ 書類作成 / パソコン / スマートフォンなどによる申請及び申込み方法の相談
- ・ 話し相手 / 相談事
- ・ その他



【5】支援作業別費用内訳

生活支援活動における対価は有料とし、自治会員と非自治会員では、別料金とさせていただきます。

	自治会員	非自治会員
1. 30分以内	100円	200円
2. 30分～1時間以内	300円	500円
3. 1時間～2時間以内	500円	1000円

* 支援作業時間は2時間以内とします。

* 部品代や材料費は依頼者負担とします。

* 現場までの交通費は請求しません。

* 対価は当協議会の運営費にさせていただきます。

【6】生活支援ボランティアとは

豊富な経験と得意分野を活かし、日常生活で困っている高齢者や障がいをお持ちの方の要望に沿って支援活動を行う協力者です。

【7】生活支援ボランティア募集要件と作業内訳

生活支援制度の趣旨・考え方を理解され、ボランティアとしてご協力いただける方々を各自治会より広く募集します。

[下記の作業を得意とされる方又は経験のある方]

- ・ 植木等の剪定 / 枝おろし / 伐採の作業ができる方
- ・ 大工作業の得意な方
- ・ 家庭菜園 / 花壇の作業に興味がある方
- ・ 除草作業の得意な方
- ・ 照明器具の交換 / 部品交換のできる方
- ・ 書類作成 / パソコン / スマートフォンなどによる申請や申込みをお手伝いできる方
- ・ 体力 / 力仕事に自信がある方
- ・ 話し相手になれる方

【8】生活支援ボランティアの安全の確保と保障

支援作業の依頼を受けるときは、ボランティアの安全を最優先に考えて受けます。

1. 依頼された支援作業の内容を確認し適任なボランティアに支援依頼を行います。
2. 支援依頼を受けたボランティアは、依頼作業の内容をよく確認して、可否の判断をします。
3. 高所作業の制限(4m以下)重量制限等をもうけます。

*当協議会で、年間の傷害保険に加入します。

【9】支援作業の際の注意事項

生活支援ボランティアの登録証を依頼者に提示します。
依頼者の要望を確認してから作業にかかります。
作業完了後は、作業した内容を説明し、納得してもらいます。

【10】生活支援協議会の役割

1. 生活支援制度の確立
2. 生活支援制度の運用の定着化と活動推進
3. 年間事業計画の立案
4. 経費計画と実績集計
5. 支援作業実績記録

【11】ご相談窓口

不明な点の相談窓口は、細谷・上戸祭地域コミュニティーセンター
細谷・上戸祭地域生活支援協議会までお願いします。
電話・ファックス 028-621-7882

あなたの自治会支援受付窓口

自治会名	受付窓口担当者名	電話番号

身近な相談窓口

宇都宮市保健福祉部高齢福祉課	028-632-2356
障がい福祉課	028-632-2673
地域包括支援センター細谷・宝木	028-902-4170
宇都宮市消費者生活センター	028-616-1546

生活支援制度の運用基準

1. 制度の対象となる地域

細谷・上戸祭地区内（15自治会）

- ① 細谷町 ②細谷県住 ③上戸祭1丁目 ④上戸祭2丁目 ⑤上戸祭3丁目 ⑥上戸祭4丁目
⑦上戸祭本町 ⑧上戸祭町 ⑨若草3丁目 ⑩若草4丁目 ⑪若草5丁目 ⑫戸祭グリーンヒル
⑬ 戸祭第2グリーンヒル ⑭戸祭第3グリーンヒル ⑮宝野

2. 制度利用の対象者

・細谷・上戸祭地区内に居住され下記条件に該当される方。

- (1) 75歳以上の一人暮らしの方及び75歳以上のみの世帯の方
- (2) 障がいをお持ちの方
- (3) 一人暮らしで、急な病気・事故などで支援を希望される方

3. 制度利用の受け付け窓口

・各自治会の自治会長及び生活支援担当者1名以上とする。

4. 生活支援制度に於ける支援作業の種類と内容

	支 援 作 業 項 目	備 考
1	植木の剪定・伐採・枝おろし	高さ制限（4m未満） 太さ制限（10cm未満）
2	家庭菜園・除草及び花壇等の作業	
3	大工作業	高さ制限（4m未満）
4	室内及び屋外の片付け	重量制限
5	買物代行・ゴミ捨て・犬の散歩・回覧版回し	
6	照明器具の交換	高さ制限
7	書類作成・申請及び申し込み等の事務作業	個人情報留意
8	話し相手・相談ごと	個人情報留意
9	その他	

5. 生活支援制度への申し込み方法

・申し込みは、電話・直接訪問のいずれかで行う。

*申し込みの際、住所・氏名・電話番号・希望作業内容・緊急度（希望日）などをまとめる。

6. 申し込みへの受付対応

- ・申し込みは、電話・直接訪問申し込みいずれかで受ける事とする。
- ・受付の際、住所・氏名・電話番号・希望作業内容・緊急度（希望日）を確認する。

7. 受付処理資料の作成

- ・生活支援依頼書に依頼者の住所・氏名・電話番号・希望作業内容・緊急度（希望日）を記入。
- ・作業ボランティアを選択し氏名と依頼の受理日を記入。

8. 作業ボランティアの選抜

- ・基本的には、依頼者が居住する自治会内のボランティアの方を優先する。
- ・自治会内で対応が難しい場合は作業ボランティアネットワークを活用して適任者を選ぶ。

9. 作業ボランティアのネットワーク体制と連携

- ・各自治会において、登録されたボランティアの一覧表を作成する。
*ボランティアの方の得意分野を明記しておく。

10. 作業指示書の作成と作業ボランティアへの作業指示

- ・作業指示書（生活支援依頼書と複製）を作業ボランティアに発行する。
*記載内容は依頼者の住所・氏名・電話番号・希望作業内容・緊急度（希望日）など。

11. 作業ボランティア作業指示の受理と作業内容の確認

- ・作業ボランティアは、作業指示書を受け取ったら内容を確認し、作業に必要な人数・条件・時間などを予測する。
- ・必要があれば事前に現地の確認を行う。（事前に依頼者に連絡を取る事）
- ・作業内容を確認後、対応が困難と判断した場合は依頼を断ることができる。

12. 作業ボランティアの作業時の注意事項

- ・依頼者に、作業内容を再確認し作業に必要な人数・条件・時間・費用などを事前に説明する。
- ・依頼された作業以外は、行わない。
- ・室内の作業は、基本的に2人での作業とする。
- ・作業は、安全を確保して行う。（安全第一で）
- ・依頼された作業を始めるにあたり、可能であれば現場現状の前後をスマホ・カメラ等で撮影する。
- ・完了報告書には、写真を活用した文章に纏めることも可能とする。

13. 依頼作業完了時の事務手続き

- ・作業完了報告書（生活支援依頼書と複製）に作業日・作業時間・費用等を記入する。
- ・後日、前項で撮影した写真を印刷し、完了報告書の裏面に貼り付ける。（定められた場所に保管）

14. 作業完了の確認書作成と依頼者による作業内容の確認

- ・作業完了報告書（生活支援依頼書と複製）に記入された作業内容・作業日・作業時間・費用等に相違ないか確認してもらい確認印をもらう。
- ・作業後の、切り屑・ゴミ等は、片付けて処分方法を依頼者と話し合う事とする。
*基本的には、依頼者が処分する。

15. 作業内容と各作業の単価内訳

- ・生活支援活動における対価は基本有料とし、自治会員と非会員では、別料金とする。

	作業時間	自治会員	非自治会員
(1)	30分以内	100円	200円
(2)	1時間以内	300円	500円
(3)	1時間～2時間以内	500円	1,000円

*支援作業の時間は2時間以内とし、依頼作業にかかる部品代・材料費は、依頼者の負担とする。

*現場までの交通費は請求しない。

16. 費用の請求と領収書の発行

- ・作業完了の確認後、請求書を発行し代金を受け取り、領収書を渡す。

17. 作業完了報告書・作業費用の入金処理

- ・作業完了報告書と作業費用の代金を一緒に会計担当に入金する。

18. 作業記録簿の作成（書記担当者）

- ・作業完了報告書に基づき記録簿に記入する。
*ボランティアに、ポイントの付与に必要となる履歴を把握する)

19. 入金処理と会計処理（会計担当者）

- ・作業ボランティアより受理した金額の入金処理・出納処理を行う。

20. 作業ボランティアへの作業費用（ポイント）の支給処理（書記担当者）

- ・作業の内容・回数などに応じてポイントの付与を行う。（年1回）

21. 作業ボランティアの保険の加入と処理対応 (事務局)

- ・作業ボランティアの全員に宇都宮市社協ボランティアセンター団体登録後に福祉サービス総合補償加入および更新の手続き。
- ・事故発生時の保険請求手続き処理対応。

22. 作業内容に即した道具類の調達について (事務局)

- ・作業に必要な道具類は、基本的にはボランティアの持ち物で対応する。
- ・消耗品（ゴミ袋・紐類等）は、支給するものとする。

23. 報告会

- ・2回開催の運営会議Cにおいて、実施された作業結果の概要を担当したボランティアから報告する。
- ・事例を共有することにより、相互の理解を深める。

(報告者には、記録した完了報告書を改めて確認し自分の体験したことや思いを報告することにより、他の作業ボランティアの異なった視点や意見に接することで、新たな発見が得られる。)

- ・報告会は、この活動の課題や問題点などについても検討し、より良い体制にするための規約を含め申請用紙等も随時見直しを行う。
*それらは以後の運営に反映されるよう努力する。

24. プライバシーと守秘義務の尊重

- ・依頼された業務には、利用者の個人情報を知ることになる。また、作業上お互いのことについて語る機会が生じ作業とは直接関係のない依頼やその家族等の情報（価値観や考え方等）を聞かされることがありうるが、それらについては守秘義務が伴う。

後日、報告の機会には、(上記「記録」も含めて)事前に依頼者かその家族等に対し、報告内容の概略について了解を得ておく必要がある。



日常生活などで 困ったときに!

対象者：ご高齢の一人暮らし / ご高齢のご夫婦 / 障がいをお持ちの方

大作業

家庭菜園 / 花壇の作業
照明器具等の交換

植物等の剪定
枝おろし・伐採
除草作業

パソコン、スマートフォン等
による申請及び
申込方法の相談

買い物代行 / ゴミ捨て
犬の散歩 / 回覧板回し

話し相手

書類作成



日常生活でお困り事がありましたらご相談ください!
地域みんなで助け合いを行っていきたいと思います。
お困りのことがありましたら下記の電話番号にご相談ください。
※費用は有料になります。(100円~1,000円程度)

ご相談・お申し込みは

細谷
上戸祭
地域

生活支援協議会

細谷・上戸祭地域
コミュニティセンター

028-621-7882

生活支援協議会は令和4年6月に発足しました。地域の皆様の力になれるよう活動致します。

細谷・上戸祭地域まちづくり協議会 細谷・上戸祭地区自治会連合会